

(提案基準第 8 号)

特定流通業務施設に係る開発又は建築に関する基準

特定流通業務施設に係る開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請に係る特定流通業務施設とは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号以下「物流総合効率化法」という。）第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設であり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。）の用に供する施設
  - (2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫
- 2 申請地周辺の環境を害さないよう緩衝帯等が適切に配置されていること。
- 3 申請者は、当該業務を営む者であること。
- 4 物流総合効率化法第 4 条第 10 項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見があった施設であること。

附則

この基準は、2001年（平成13年）7月1日から施行する。

附則

この基準は、2008年（平成20年）7月12日から施行する。

附則

この基準は、2015年（平成27年）11月18日から施行する。

附則

この基準は、2022年（令和 4 年）5月24日から施行する。

附則

この基準は、2024年（令和 6 年）4月1日から施行する。

附則

この基準は、2025年（令和 7 年）4月1日から施行する。